

## 榎野川水系榎野川及び仁保川の洪水予報実施要領

山口県防府土木建築事務所（以下「防府土木建築事務所」という。）と下関地方気象台は、「山口県及び気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定（平成28年4月1日）」（以下「協定」という。）に基づき、榎野川水系榎野川及び仁保川の洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

### 1. 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は防府土木建築事務所では山口支所維持管理第二課、下関地方気象台では現業室において実施するものとする。

### 2. 洪水予報を行う際に用いる資料

榎野川における流域内の気象庁雨量観測所、山口県雨量・水位観測所の所在は付表1、配置図は付図1のとおりとする。

### 3. 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡責任者は、防府土木建築事務所においては山口支所維持管理第二課長、下関地方気象台においては観測予報管理官とする。

連絡方法については、山口県と下関地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は付図2に番号を示した電話によるものとする。

### 4. 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達系統は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

### 5. 洪水予報作業の開始及び終了

(1) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 付表3に示すいずれかの流域平均雨量が、同表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき

イ 付表1(3)に示すいずれかの基準観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）（洪水予報作業開始の基準となる水位）を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき

ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき

(2) 洪水予報作業の終了時期は洪水による危険がなくなると認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

### 6. 洪水予報の発表

(1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。

(2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。

(3) 必要に応じ、予報文を補足する参考資料を双方で協議の上、添付することとする。なお、その際の電子データのサイズの上限は300kBまでとする。

- (4) 洪水予報番号は協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 榎野川において、付表1(3)に示すいずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表(切替を含む。)を行うものとし、その際、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、洪水予報の種類及び情報名を選定するものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。  
なお、洪水予報の発表にあたり、都道府県防災部局や報道機関等へは気象台等からXML形式で情報が提供されていることを念頭に、8.に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなど変則的な運用は行わないことを徹底する。

## 7. 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表基準は協定に基づくものとし、具体的な水位の基準は、付表1(3)のとおりとする。

## 8. 情報システム障害時及び、作業場所の機能喪失時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。
  - ① 防府土木建築事務所と下関地方気象台の洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
  - ② 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。  
なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、防府土木建築事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX等により下関地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。
  - ③ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、防府土木建築事務所及び下関地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実にを行うものとする。
- (2) 洪水予報の作業場所の機能喪失時においては、以下の要領で作業を行う。
  - ① 機能喪失した防府土木建築事務所を実施すべき作業を、山口県の本部課(連絡先は付表5)で代行する。
  - ② 機能喪失した下関地方気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署(連絡先は付表5)で代行する。

## 9. その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

制定 平成16年6月 8日

一部改正 平成19年4月19日

一部改正	平成20年6月 3日
一部改正	平成22年4月 1日
一部改正	平成24年3月27日
一部改正	平成25年8月30日
一部改正	平成26年3月26日
一部改正	平成27年5月20日
一部改正	平成28年6月10日
一部改正	令和 元年5月29日
一部改正	令和 3年5月28日
一部改正	令和 6年5月29日

#### 10. 付則

この実施要領は、令和6年5月29日から施行する。

令和 6年5月29日

山口県 防府土木建築事務所長 布田 昌司

下関地方气象台 防災管理官 堀田 幸男

付表1 情報システムにより交換される資料に含まれる樫野川流域の雨量・水位観測所

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
樫野川	山口	やまぐち	山口市前町 1523-8	18

(2) 山口県雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
樫野川	仁保	にほ	山口市道祖ヶ原 1435-4	252.0
	荒谷ガム	あらたにだむ	山口市宮野上 570-18	215.0
	六軒茶屋	ろっけんじやや	山口市上宇野令六軒茶屋	370.0
	一の坂ガム	いちのさかだむ	山口市上天花町 1 番 1 号	148.0
	鰐石	わにいし	山口市惣太夫町 261-2	25.0
	小鯖	おさば	山口市下小鯖 1960-2	52.0
	東津橋	ひがしづばし	山口市小郡下郷字東津中 2503 地先	8.0

(3) 山口県水位観測所 (基準観測所)

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団 待機水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	計画高 水位 m
					レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
樫野川	朝田	あさだ	N 34° 08' 17" E 131° 25' 43"	山口市朝田 2726 地先	3.10	3.80	5.00	6.10	9.41
	鰐石	わにいし	N 34° 10' 09" E 131° 28' 48"	山口市惣太夫町 261-2	1.20	2.00	2.10	2.60	3.52
仁保川	御堀橋	みほりばし	N 34° 09' 49" E 131° 29' 15"	山口市大内御堀字下千坊 4714-7	2.00	2.20	2.40	2.60	4.35

注) 各水位は、基準観測所における最深河床高を 0 とした場合の値

## (4) 山口県水位観測所（基準観測所以外）

河川名	観測所名		位置 (緯度経度)	所在地	水防団 待機水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	計画高 水位 m
					レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
榎野川	東津橋	ひがしづばし	N 34° 06' 05" E 131° 24' 16"	山口市小郡下郷字東津中2503 地先	4.30	4.90	6.30	7.30	9.12
	豊年橋	ほうねんばし	N 34° 09' 44" E 131° 27' 59"	山口市富田原町29-7	3.80	4.80	5.40	6.20	7.25
	宮野河原	みやのかわはら	N 34° 12' 13" E 131° 30' 56"	山口市宮野上字西尾崎2387-4	2.10	2.50	2.70	3.20	4.26

注) 各水位は、観測所における最深河床高を0とした場合の値

付表2 洪水予報の伝達先等

伝達先	伝達方法の例	担当官署
山口市防災危機管理課	一般加入電話・メール	防府土木建築事務所
N T T五反田センター	気象情報伝送処理システム (警報のみ伝達) ※	下関地方気象台
総務省消防庁	気象情報伝送処理システム	〃
山口県防災危機管理課	〃	〃
NHK山口放送局 (NHK広島放送局) ※2	〃	〃

※ N T T五反田センターの伝達は洪水警報のみとし、一般利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※2 NHK山口放送局の夜間休日等の無人化に伴いNHK広島放送局へも伝達する。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

河川	流域	時間	流域平均雨量
榎野川	朝田水位観測所上流域	実測3時間+予測1時間	60mm
仁保川	御堀橋水位観測所上流域	実測3時間+予測1時間	50mm

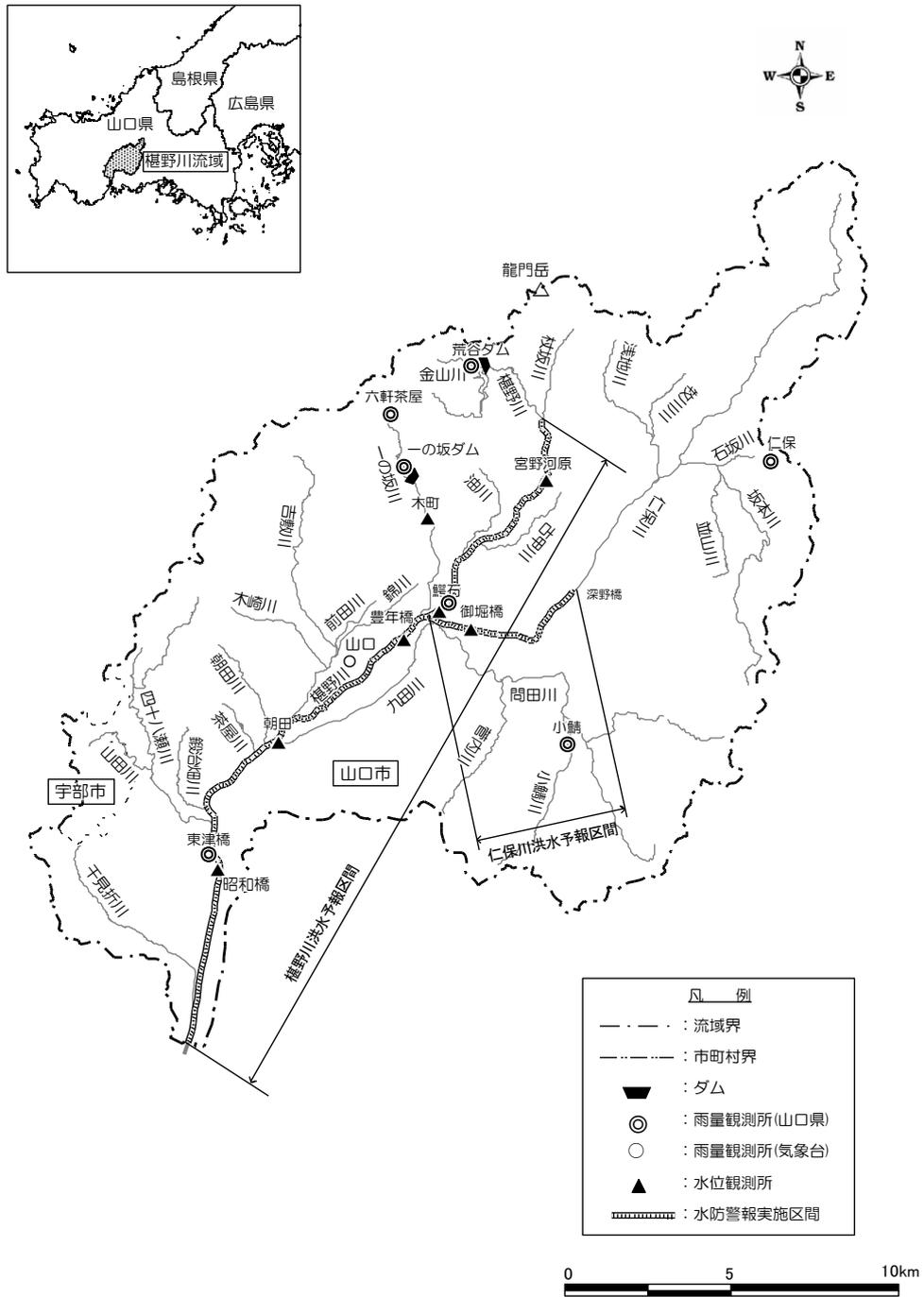
付表4 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 下関地方気象台から防府土木建築事務所に通報するもの
  - ア 山口市に発表された注意報・警報(水防活動用)
  - イ 気象情報(大雨、台風、低気圧、梅雨等)
  - ウ 解析雨量
  - エ 降水短時間予報、降水ナウキャスト
  - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量(前1時間実況、1~6時間先までの特別予測)
    - 榎野川：朝田、鱈石(山口市)
    - 仁保川：御堀橋(山口市)
  
- (2) 防府土木建築事務所から下関地方気象台に通報するもの
  - ア 次の観測所の雨量(前1時間実況)
    - 榎野川水系：荒谷ダム、一の坂ダム、鱈石、仁保(山口市)
  - イ 次の観測所の水位(実況及び3時間先までの予測)
    - 榎野川：朝田、鱈石(山口市)
    - 仁保川：御堀橋(山口市)

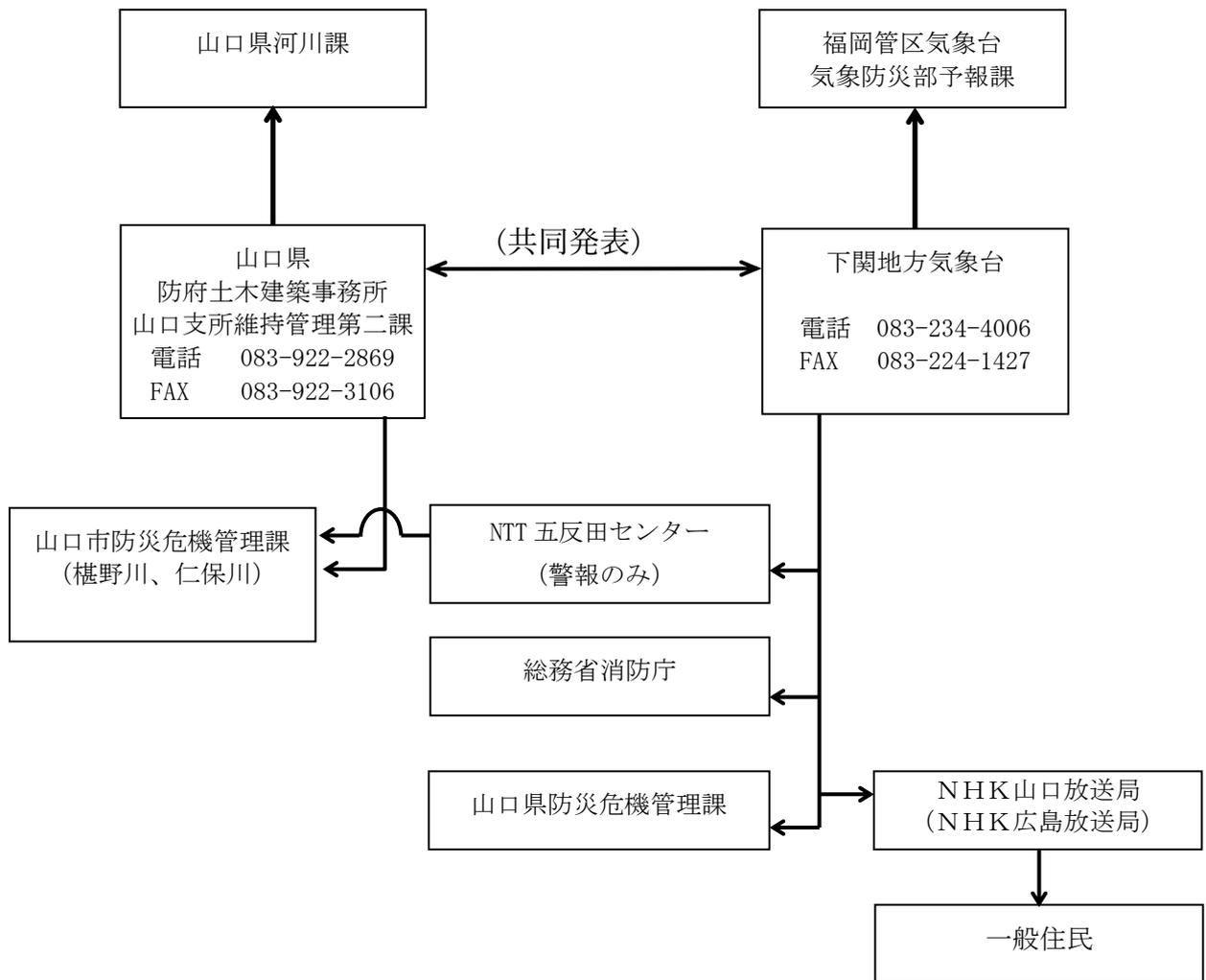
付表5 代行作業担当官署の連絡先

官署名	代行作業官署名	電話番号	FAX 番号
防府土木建築事務所	山口県土木建築部河川課	083-933-3776	083-933-3789
下関地方気象台	福岡管区気象台気象防災部予報課	092-715-8591	092-771-2886

付図1 洪水予報区間及び雨量・水位観測所位置図



付図2 洪水予報の伝達系統



付図3 洪水予報のイメージ

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">発表者</th></tr> <tr><td style="width: 50%;">山口県 気象庁</td><td style="width: 50%;">〇〇土木建築事務所 下関地方気象台</td></tr> </table>	発表者		山口県 気象庁	〇〇土木建築事務所 下関地方気象台	→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">第1受報者</th></tr> <tr><td style="width: 50%;">機関名</td><td style="width: 50%;"></td></tr> </table>	第1受報者		機関名		→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">第2受報者</th></tr> <tr><td style="width: 50%;">機関名</td><td style="width: 50%;"></td></tr> </table>	第2受報者		機関名		→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">第3受報者</th></tr> <tr><td style="width: 50%;">機関名</td><td style="width: 50%;"></td></tr> </table>	第3受報者		機関名	
発表者																						
山口県 気象庁	〇〇土木建築事務所 下関地方気象台																					
第1受報者																						
機関名																						
第2受報者																						
機関名																						
第3受報者																						
機関名																						

正規

## 〇〇川水系〇〇川氾濫注意情報

〇〇川水系〇〇川洪水予報第〇号  
 洪水注意報（発表）  
 令和XX年X月X日XX時XX分  
 〇〇土木建築事務所・下関地方気象台 共同発表

（見出し）

**【警戒レベル2相当情報【洪水】】〇〇川水系〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み**

（主文）

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、X日XX時XX分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、X日XX時XX分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～XX日XX時XX分までの流域平均雨量	XX日XX時XX分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇市 〇〇流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川水系〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇市)	00日00時XX分の状況	XXX.X↑				
	00日00時30分の予測	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日01時30分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日02時30分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (△△市)	00日00時XX分の状況	XXX.X				
	00日00時30分の予測	—				
	00日01時00分の予測	—				
	00日01時30分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日02時30分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。  
 なお、水位の予測値は前30分間の最大値を示しています。

(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	
	〇〇市	△△市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	5.00	10.00	
レベル3水位 避難判断水位※	4.50	9.00	
レベル2水位 氾濫注意水位	4.00	8.00	
レベル1水位 水防団待機水位	3.00	7.00	
受け持ち区間	〇〇川 左岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで 右岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで	△△川 左岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで 右岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで	
	〇×川 左岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで 右岸 山口県〇〇市〇〇から 〇〇まで		
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	山口県〇〇市 -	山口県△△市 -	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の  
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

山口県土木防災 情報システム 気象庁ホームページ	パソコン・スマートフォンから	携帯電話から
	<a href="http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/">http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/</a> <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/k/">http://y-bousai.pref.yamaguchi.lg.jp/k/</a>

問い合わせ先

水位関係：山口県〇〇土木建築事務所〇〇課 電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
気象関係：気象庁 下関地方気象台 電話：083-234-4006